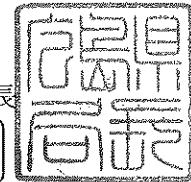


平成 30 年 2 月 15 日

沿海漁業協同組合代表理事組合長 様

広島県農林水産局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕  
団体検査課



### 沿海漁業協同組合の組合員資格審査等に係る対応方針について（通知）

平成 20 年 4 月 1 日の水産業協同組合法（昭和 23 年 12 月 15 日法律第 242 号）の改正により、組合員資格審査の方法が定款絶対記載事項となり、平成 20 年度末までに県内の全沿海漁業協同組合において定款附属書組合員資格審査規程（以下「資格審査規程」という。）が導入されました。これに伴い、本県では、沿海漁業協同組合に対し定款及び当該規程に則り公平かつ適正な組合員資格審査を実施するよう指導してきましたが、今般、県の対応方針を作成し、今後の指導を当該方針により行うこととしましたので、御了知の上、資格審査の適正化に努めてください。

#### 第 1 方針制定の背景

資格審査規程では、公平かつ適正な資格審査を実施するために、客観性のある資料により漁業を営み又はこれに従事する日数を算定し、資格の有無を判定するよう規定されています（参照：平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3943 号水産庁漁政部水産經營課長通知「漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について」）。

しかしながら、当該規程の導入から 8 年を経過した現在においても、別紙 4 の「広島県の沿海漁業協同組合の概況及び資格審査状況等について」のとおり、資格審査の適正化が遅れている組合があり、組合内外の者から苦情及び相談が寄せられています。これらの組合では真に漁業者の利益を守る組織としての組合自治が適正に機能しなくなるおそれがあり、更に今後も漁業者の高齢化及び漁場環境の悪化により組合員数の減少及び漁業の低調化が進みこののような組合が増えしていくと考えられます。

このため、県では資格審査について改善が必要な組合に対し、次の対応方針により強く指導することとしました。

貴職におかれましては、御了知の上、定款及び当該規程に則り公平かつ適正な資格審査の実施に努めてください。また、組合員に対し指導される際に県の取組みを周知頂く機会があれば、別紙 2 の組合員宛の周知資料「沿海漁業協同組合のみなさまへ」を御活用ください。

#### 第 2 対応方針

詳細については次のとおりです。なお、概要については別紙 1 の「沿海漁業協同組合の組合員資格審査等に係る対応方針（概要版）」を参照してください。

##### 1 組合員資格審査について

###### （1）漁業を営む日数の算定

個人漁業者（養殖業を営む者を除く。）の漁業を営む日数については、原則、資格審査規程例（平成 20 年 4 月 1 日 19 水漁第 3945 号）第 12 条第 1 項第 1 号に規定する水揚仕切書又は売上伝票等（以下「仕切書等」という。）の客観性のある

資料を基に把握される水揚日数により算定するよう指導します。

これは、漁業活動の活発でない者の関与を排除し真に漁業者の利益を守る組織として組合自治が適正に機能するよう、操業の状況を客観的に把握するために仕切書等が資格審査規程において審査資料として規定されているのであり、適切な資格審査を行うためには必須の資料であるためです。

#### (2) 客観的に把握している日数及び組合員の自己申告による日数

漁業を営む日数について、仕切書等及び自己申告資料を併せて確認している組合に対しては、仕切書等を主体とした審査へ不可逆的に改善を図るよう指導します。

これは、客観的に把握する日数の程度にバラつきがでれば、組合内の資格審査に不公平が生じる可能性があり、また客観的に把握する日数が極端に少なければ、水産業協同組合法上及び社会通念上において想定されている「90日以上漁業を営む者」と資格審査の判定結果が乖離する可能性があるためです。

#### (3) 養殖業を営む者、漁業従事者及び漁業を営む法人に係る審査

養殖業を営む者の漁業を営む日数、漁業従事者の従事日数については、資格審査規程例第12条第1項第2号、第14条の規定に則り、また、漁業を営む法人の常時使用する従業員の人数及び使用する漁船の規模については同規程例第15条第2項の規定に則り審査するよう指導します。

なお、規程に則った審査資料の他に同規程例第22条第1項の規定により審査に必要な資料を徴収し確認されることは当然構いません。

#### (4) 行政処分による対応

検査指摘及び指導を受けたが改善が見られない又は審査状況に疑義がある組合に対しては、資格審査を対象にした部分検査又は全面検査若しくは報告徵求命令により資格審査の実施状況を毎年確認し、その結果、依然として不適切な場合は報告徵求命令、必要措置命令等の行政処分をもって強く改善を求めます（参照：別紙5「漁協の資格審査の適正化に向けた県の対応」）。

これは、数年に一度の検査指摘及び必要に応じての指導のみでは改善されない組合があり、資格審査が不適切である旨の苦情及び相談も多く寄せられていることから、期間を空けず着実に改善を促していく必要があるためです。

#### (5) 不利益処分の公表

行政処分のうち必要措置命令等の不利益処分（別紙5を参照。）については、役員及び組合員による現状認識並びに組合による自発的な改善対応を促すとともに、他組合において同様の事案の発生を抑制し資格審査の適正化を促す観点から、組合名、処分の内容、処分の原因となった事実等を広島県のホームページに公表し、そのことについて各組合に通知します。

#### (6) 法定解散の疑義がある組合への対応

上記の（4）及び（5）を行う過程で正組合員数が20人未満である旨の報告があつた組合に対しては、水産業協同組合法第68条第4項の規定により解散しているとして同条第5項による解散届の提出及び同法第106条による解散の登記を行うよう指導します。

なお、必要措置命令等により資格審査の適正化を求めたが改善されず、正組合員数について20人未満である旨の報告はないが、検査、報告徵求命令等により資格審査資料、補足資料等を確認した結果、明らかに20人未満であると認められる組合に対しては、同法第68条第4項及び第5項に違反しているとして解散命令を

行います。

## 2 資格審査の実施状況を検証する際に確認する資料について

組合の行う資格審査が資格審査規程に則り適切に実施されているかどうかを検証する際には、組合が資格審査にあたり徴収した別紙1に記載の①の資料を確認します。

また、①の資料について疑義がある場合又は①の資料による審査が一向に行われない場合には、必要に応じ別紙1に記載の②の補足資料の提出を求め確認しますので、御了知ください。これは、不適切な資格審査が常態化している組合においては、審査資料に疑義がある又は未提出であった際に、より具体的な資料を徴収されず適切な資格審査が実施されない場合が想定されるためです。

なお、マイナンバーについてはそれが必要な事務に該当する場合を除き徴収してはいけないため（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条），各資料においてマイナンバーの記載がある場合は、各組合員に対しそれを黒塗り等により伏せたものを提出するよう徴収時に周知してください。

## 3 対象とする資格審査

当該方針の対象とする資格審査は、漁業協同組合模範定款例（出資組合（信用事業非実施）の場合）（平成20年4月1日 19水漁第3945号）第8条の2第1項による現に組合員である者及び組合員になろうとする者について行われる組合員の資格の審査とします。

なお、行政処分による対応の対象とする資格審査については、組合員への周知及び資格審査における対応の期間を考慮し、平成30年度以降に行われる上記の資格審査とします。

## 4 所得税法上の帳簿書類の保管義務について

平成26年1月1日の所得税法の改正により、青色申告者に限らず、漁業を含めた事業所得を生ずべき業務を行う全ての者については、記帳及び帳簿書類の保管が義務付けられています（所得税法（昭和40年法律第33号）第232条）。

資格審査規程において審査資料として規定されている仕切書等の資料は、所得税法において保管が義務付けられている帳簿書類にも該当し、漁業者であれば保管が求められる資料です。また、販売形態が消費者との相対取引（「浜売り」と呼ばれることが多い。）であり売上伝票を作成していない漁業者であっても、収支に係る帳簿は所得の算出及び税務申告のために作成が必要となる資料です。

このことも踏まえ、資格審査の際には仕切書等の資料を徴収し、確認される日数から漁業を営む日数の算定及び漁業実態の有無の確認を行うよう指導します。

### （1）帳簿書類

種類	内 容
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領收書その他これらに類する書類（水揚仕切書、売上伝票、領收書控、請求書控、納品書控もこれに該当する。）

### （2）記帳の方法（青色申告者を除く。）

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、

売上先・仕入先その他相手の名称、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額、日々の売上・仕入の合計金額を帳簿に記載しなければならない。

保管している（1）の「書類」により取引の「年月日、取引相手の名称、金額」が確認できる場合又は少額な現金取引の場合については、日々の合計金額のみを記載した簡易的な帳簿でも良い（参照：所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第102条、昭和59年3月31日大蔵省告示第37号）。

なお、青色申告者についてはより詳しい帳簿の作成及び保存が必要です（参照：所得税法第148条、第149条、所得税法施行規則第56条、第57条、第61条、第63条）。

### 第3 添付資料

別紙1 沿海漁業協同組合の組合員資格審査等に係る対応方針（概要版）

別紙2 沿海漁業協同組合の組合員のみなさまへ

別紙3 「沿海漁業協同組合の組合員資格審査等に係る対応方針」ロードマップ

別紙4 広島県の沿海漁業協同組合の概況及び資格審査状況について

別紙5 漁協の資格審査の適正化に向けた県の対応